

令和5年度 秋田県奨学金返還助成募集要項

秋田県内に就職する方に、奨学金返還を助成します！

☆秋田県内に就職する方に、就学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を助成します。助成希望の方は、この募集要項の内容をご確認の上、募集期間内に「助成対象者認定申請」を行ってください。

1 募集期間

令和5年4月1日から令和6年2月20日まで（消印有効）

2 提出書類

提出書類は該当区分により異なります。どの書類が必要かについては、別添「秋田県奨学金返還助成 応募早わかりフローチャート」も併せてご参照ください。

◎申請者全員に提出していただく書類

- (1) 助成対象者認定申請書（様式第1号）
- (2) 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書（様式第2号）
- (3) 就労を証明する書類（参考様式「在職証明書」。自営業の場合は確定申告書（写）など）※押印が必要です
- (4) 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額等を証明できる書類
 - ①日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）を貸与された方
 - ・奨学金貸与証明書・奨学金返還証明書（同機構に対して当該証明書発行の手続きが必要です）
 - ※返還開始前であっても、貸与証明書と返還証明書を両方提出してください。
 - ②秋田県育英会奨学金を貸与された方
 - ・奨学金貸与・返還等証明書（育英会に対し当該証明書発行のための手続きが必要です）
 - ③その他の奨学金を貸与された方
 - ・奨学金貸与等証明書（貸与団体に対し当該証明書発行のための手続きが必要です）
- (5) 最終学歴の卒業を証明できる書類（卒業証明書、卒業証書（写）、学位記（写）など）
※中退された方は退学証明書、卒業時と姓の変更がある方は、姓の変更を確認できる書類（戸籍抄本等）を提出してください。
- (6) 住民票（認定申請日から3か月以内に発行され、かつ、マイナンバーの記載のないもの）

◎未来創生分に該当する方に提出していただく書類

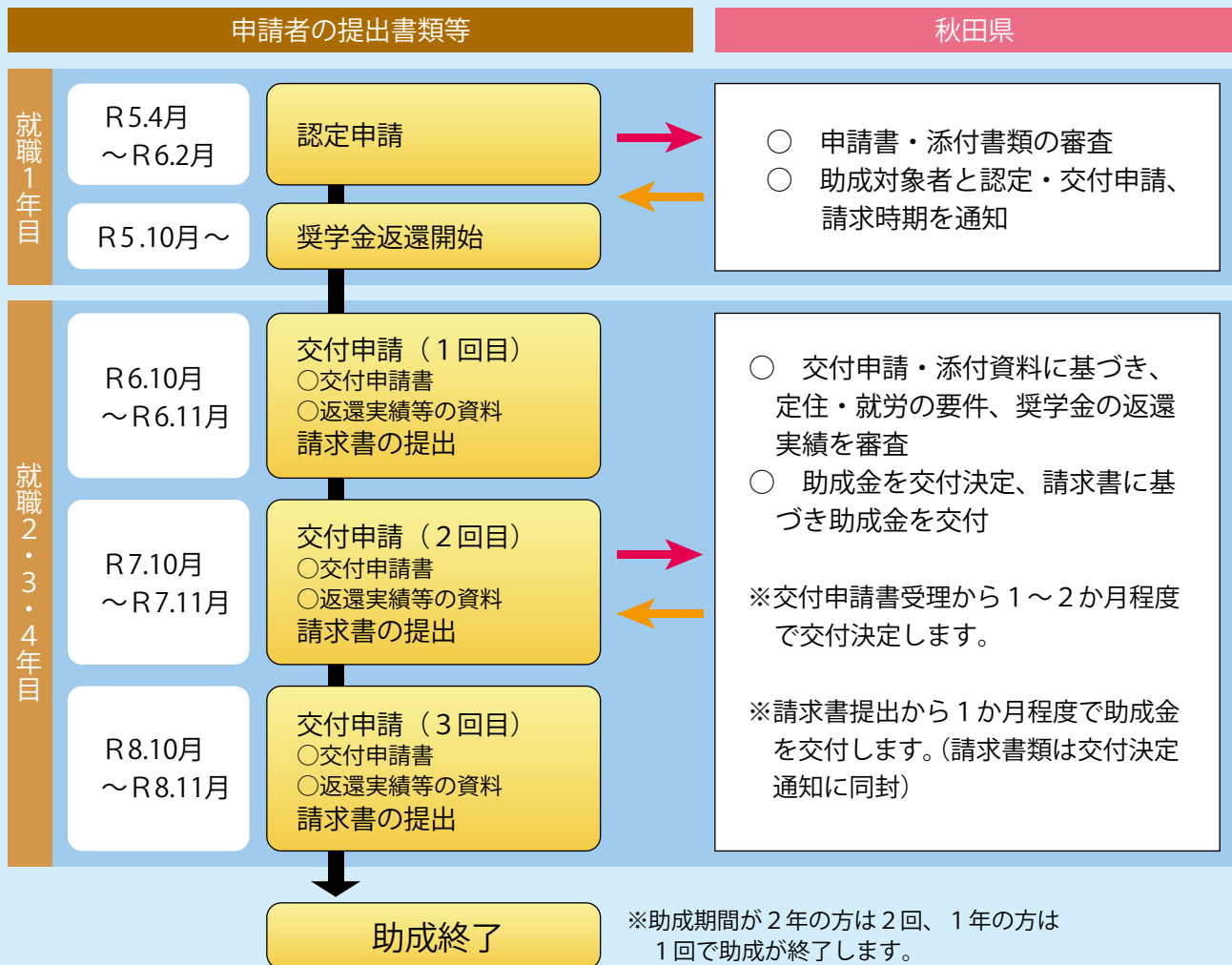
- (1) 特定学科の卒業や外国語に係る一定の資格等を有することを証明できる書類（卒業証書（写）等）

◎令和2年度以前に大学・高校等を卒業（中退含む）した方に提出していただく書類

- (1) 県外から県内に転入した方
 - ・就学期間を除き、県外に居住していた期間が1年以上であることを証明できる書類（戸籍附票など）

3 手続の流れ

(例 令和5年3月大学卒で同4月1日県内就職し、同10月奨学金返還開始の助成期間3年の方)



「認定申請」を行う際の注意

- (1) 「認定申請」の要件を満たす方は、お早めに申請してください(募集期間内に申請に必要な書類がそろわないと年度内に認定が行えない場合があります)。
- (2) 県内本社企業に就職した場合、最初の勤務地が県外である方も、認定申請を行うことができます。なお、県外本社企業に就職した方のうち、主たる勤務地が秋田県内に定めて雇用されている場合で、かつ、最初の勤務地が、研修などで県外になる場合は、ご相談ください。
- (3) 入学時一時金は助成の対象外となるため、入学時一時金の貸与を受けている場合は助成対象額が実際の返還額よりも少なくなります。

「認定申請」を行った後の注意

- (1) 返還助成制度は返還を免除する制度ではありません。奨学金の返還は貸与団体との約定どおり行ってください。
- (2) 奨学金返還を延滞または、返還猶予などを受けた場合は、助成額が変動することがあります。
- (3) 認定申請後に返還計画や住所、勤務先、氏名などの認定通知書に記載のある事項に変更が生じる場合は、様式第4号「申請者・認定者情報異動等届出書」を届け出てください。

4 募集対象者

次に掲げる (1) ~ (3) の全ての要件を満たす方が対象です。

(1) 奨学金に関する要件

■奨学金の種類

秋田県内での就職日以降に、次のいずれかの奨学金（注1）を返還予定または返還中であること。

- ・独立行政法人日本学生支援機構第1種奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構第2種奨学金
- ・公益財団法人秋田県育英会大学月額奨学金
- ・公益財団法人秋田県育英会高等学校等奨学金
- ・公益財団法人秋田県育英会多子世帯向け奨学金
- ・公益財団法人秋田県育英会専修学校月額奨学金
- ・県が別に定める奨学金（6ページ「別表」に掲げる県内市町村の奨学金など）

※助成対象として申請できるのは、上記の奨学金のうち一つの奨学金のみです。

※短期大学等から4年生大学に編入学した場合や、同じ専修学校で複数の学科を連続して就学した場合で、奨学金の貸与をそれぞれ受けた場合は、ご相談ください。

■奨学金の貸与期間

対象となる奨学金の貸与を受けた期間が、通算して2年以上であること。

(2) 定住に関する要件

次のいずれかに該当する方であること。

■令和3年度以降に大学・高校等を卒業した方

- 令和3年度以降に大学・高校等（注2）を卒業または中途退学し、令和4年4月1日以降に、定住の意思を持って秋田県内に居住していること。

■令和2年度以前に大学・高校等を卒業した方

- 令和2年度以前に大学・高校等を卒業または中途退学し、令和4年4月1日以降に、秋田県外から秋田県内に転入した方（注3）で、次のア、イいずれかの要件を満たしていること。

ア) 転入時点で通算して1年以上秋田県外に居住（大学・高校等での就学期間は、県外の居住実績に含まれません）し、定住の意思を持って秋田県内に居住していること。

イ) 秋田県での就職決定前にAターン希望登録済（※）で、定住の意思を持って秋田県内に居住していること。

※（公財）秋田県ふるさと定住機構の運営する、県外にお住まいの社会人（在学中で、卒業年次の1月以降に未内定の方を含みます）を対象とした移住者を支援する制度です。

◆秋田県内に本社機能を有する企業等に雇用された場合で、一時的に県外事業所又は事務所で就労（居住）する場合は助成の対象となります。

◆県外本社企業に就職した方のうち、主たる勤務地が秋田県内に定めて雇用されている場合で、かつ、最初の勤務地が、研修などで県外になる場合は、ご相談ください。

注1) 入学時貸与の一時金は対象外です。

注2) 「大学・高校等」とは、大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校、特別支援学校等のことです。

注3) 令和4年4月1日以降の県内就職のために、令和4年4月1日より前に秋田県内に転入している場合等は、ご相談ください。

(3) 就労に関する要件

令和4年4月1日以降に就労した方(注1)で、次のア～ウのいずれかに該当すること。なお、有期雇用やアルバイト、秋田県内に居住しリモートワーク等で勤務している方など、就労の事実や所得を証明できる方は、全て対象となります。

ア) 秋田県内に本社がある企業等(注2)に雇用されていること(※)。

※県内本社企業等に就職後、最初の勤務地が県外事業所・事務所の方を含みます。

イ) 秋田県外に本社がある企業等(注3)に、主要な勤務地を秋田県内に定めて雇用され、かつ県内事業所・事務所で就労していること(※)

※最初の勤務地が、研修などで県外になる場合は、ご相談ください。

ウ) 秋田県外に主たる事業所又は事務所を有する企業等に雇用され、かつ秋田県内に居住しリモートワーク等で勤務していること(注4)。

エ) 秋田県内で新たに起業しているか、農林漁業等に従事していること(注5)。

注1) 県内就職した企業側の都合のため、令和4年4月1日より前に県内就職をした場合等は、ご相談ください。

注2) 秋田県内に本社がある企業等とは、秋田県内に本社機能(全社的な事業活動を統括する管理業務部門)を有する企業、団体、個人事業主のことです。

注3) 秋田県外に本社がある企業等とは、「注2」以外の企業等のことです。

注4) 秋田県内に居住していることが条件となります。

注5) 所得の状況、事業専従者としての就労状況を、確定申告書類等により、後日確認することが必要になります。

注意!

「4 募集対象者」の要件を満たしても、次に掲げる方は、本助成制度の対象外です。

(1)①国家公務員・地方公務員として雇用されている方

対象外の例) 国の地方機関の職員、県職員、市町村職員、県教育委員会の教員・臨時講師、会計年度任用職員

②独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方独立行政法人等に雇用されている方
対象外の例)

独立行政法人(秋田工業高等専門学校、あきた病院、秋田労災病院、秋田病院)

国立大学法人(秋田大学、秋田大学附属病院も含む)

公立大学法人(秋田県立大学、国際教養大学、秋田公立美術大学)

地方独立行政法人(秋田県立循環器・脳脊髄センター、

秋田県立医療療育センター、

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター、

市立秋田総合病院)

※①②いずれも非常勤職員・臨時的任用職員等は制度の対象としますが、職名にかかわらず、正職員の給料表が適用される方は制度の対象外となります。

(2) 奨学金の貸与等に関する事実、定住の事実、就労の事実または所得等を証明する書類を提出できない方

5 募集区分と助成金額

(1) 一般分

| 対象者 | 助成率 | 助成金上限額 | 助成期間 |
|----------------------|-------------|------------|--|
| 「4 募集対象者」に掲げる要件を満たす方 | 年返還額の2/3(※) | 13万3千円(年額) | ①奨学金貸与期間が通算3年を超える場合 ：助成対象者認定要件を満たす3年間(36か月分) ②同2年以上3年以下の場合 ：助成対象者認定要件を満たす2年間(24か月分) |

※ 年返還額は、助成の要件を満たした期間の12か月ごとに返還した総額(令和5年4月以降に、奨学金貸与団体と約定した返還時期が到来する分)で、約定利息を含み、遅延利息・延滞金は除きます。

※ 約定した返還時期が到来する前に繰上返還した額の取扱については、お問い合わせください。

(2) 未来創生分

| 対象者 | 助成率 | 助成金上限額 | 助成期間 |
|--|------------|----------|--------|
| 「一般分」の対象者で、県が指定する「特定5業種(①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー)」について認定を受けた企業等(※)に就職する、次のア)～ウ)のいずれかに該当する方。 | 年返還額の10/10 | 20万円(年額) | 一般分と同じ |

※ 「特定業種」認定企業等は、秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)！」に掲載している一覧表等からご確認いただけます。

ア) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学・大学院卒業の方

- ・文部科学省「学校基本調査」の「学科系統分類表」における、大分類の「理学」、「工学」、「農学」、「保健」に属する学科です。

イ) 外国語について、次に掲げる資格等を有する大学・大学院卒業の方

- ・資格等について有効期限があるものは、その期限内のものに限ります。

| 言語 | 資格 | 評価等級等 |
|------|------------------|----------|
| 英語 | 実用英語技能検定 | 準1級、1級 |
| | TOEIC | 730点以上 |
| | TOEFL iBT | 80点以上 |
| | 国連英検 | B級以上 |
| 韓国語 | 韓国語能力試験 | 5級、6級 |
| | 「ハングル」能力検定試験 | 2級、1級 |
| 中国語 | 中国語検定試験 | 準1級、1級 |
| | 中国語コミュニケーション能力検定 | 700点以上 |
| ロシア語 | ロシア語検定試験 | 第1～第4レベル |
| | ロシア語能力検定試験 | 2級、1級 |

ウ) 「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方

- ・文部科学省「学校基本調査」の「学科系統分類表」における、大分類の「工業」に属する学科です。

◆募集要項のほか、様式、記載例、Q & Aなど詳しい情報は、秋田県就活情報サイト「KocchAke（こっちゃけ!）」の特設ページからご確認ください。



(別表) 秋田県奨学金返還助成の対象となる奨学金等 (令和5年1月現在)

| 奨学金の名称 | 奨学金の設置・運営主体 |
|---|----------------------------|
| 能代市奨学金 | 能代市 |
| 能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金 | 能代市 |
| 横手市奨学金 | 横手市 |
| 大館市奨学資金 | 大館市 |
| 男鹿市奨学資金 | 男鹿市 |
| 湯沢市奨学金 | 湯沢市 |
| 鹿角市奨学資金 | 鹿角市 |
| 由利本荘市奨学資金 | 由利本荘市 |
| 潟上市育英会奨学金 | 潟上市 |
| 大仙市奨学資金 | 大仙市 |
| 北秋田市奨学資金 | 北秋田市 |
| にかほ市奨学資金 | にかほ市 |
| 仙北市育英奨学資金 | 仙北市 |
| 小坂町奨学資金 | 小坂町 |
| 菅原ヤエ奨学資金 | 小坂町 |
| 上小阿仁村奨学資金 | 上小阿仁村 |
| 藤里町奨学金 | 藤里町 |
| 三種町奨学金 | 三種町 |
| 八峰町奨学金 | 八峰町 |
| 五城目町育英資金 | 五城目町 |
| 八郎潟町奨学金 | 八郎潟町 |
| 井川町奨学金 | 井川町 |
| 美郷町奨学資金 | 美郷町 |
| 東成瀬村奨学資金 | 東成瀬村 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 各福祉事務所 |
| 生活福祉資金貸付金 | 県社会福祉協議会 |
| 交通遺児育英会奨学金 | 交通遺児育英会 |
| あしなが育英会奨学金 | あしなが育英会 |
| 公益財団法人青森県育英会 大学奨学金等 | 公益財団法人青森県育英奨学会 |
| 公益財団法人岩手育英会 タイプ A 等 | 公益財団法人岩手育英奨学会 |
| 日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学・日本赤十字秋田看護大学同窓会奨学金 | 日本赤十字秋田短期大学 日本赤十字秋田看護大学 |

※他県の市町村・育英会等の奨学金については、個別にご相談下さい。
 ※入学時貸与の一時金は対象外です。

申請書類の提出先、お問い合わせ先

秋田県移住・定住促進課 県内就職者奨学金返還助成担当

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 本庁舎5F tel.018-860-3751

mail iju@pref.akita.lg.jp

(受付時間/平日:午前8時30分～午後5時15分)